



第2次さいたま市 環境基本計画

さいたま水と生きものプラン



【目次】

第1章 計画策定の背景	1
1 水と生きものの関わり	1
2 良好な生活環境、安全・安心な地域づくりに結びつく水	2
3 良好な生活環境、安全・安心な地域づくりに結びつく多様な生きものの生息	3
第2章 計画の位置づけと基本的な考え方	5
1 対象地域	5
2 対象範囲	6
3 計画の期間	6
4 計画の位置づけ	7
第3章 現況と課題	8
1 多様な生きもの	8
2 水の循環	11
3 水環境	13
第4章 計画の目標	15
1 さいたま市が目指す将来像	15
2 計画の方針	16
3 計画の目標	18
第5章 目標達成のための施策・取組	20
1 施策体系	20
2 施策の展開	22
1 生物多様性の保全とその持続可能な利用	22
2 健全な水循環の確保	31
3 良好な水環境の保全と創造	35
4 すべての主体の参画による活動の推進	41
第6章 計画の推進・進行管理	44
1 推進体制	44
2 進行管理	45
資料編	46

第1章 計画策定の背景

1 水と生きものの関わり

水の惑星ともいわれる地球上には多くの水が存在しますが、その 97.47%が海水等の塩水であり、淡水は 2.53%にすぎません。淡水の大部分は南極や北極等の氷や氷河として存在し、私たちが使うことのできる水は地球上の 0.008%といわれています。

また、水は同じ場所にとどまるのではなく、太陽エネルギーによって地表面の水が蒸発し、上空で雲となり、雨となって地表面に降り、地下に浸透して地下水を涵養したり、川の流れとなって海に至るなど、絶えず循環しています。

つまり私たちが使うことのできる水は、ある瞬間に河川や池などにある水ではなく、絶えず「循環」している水の一部ということになります。この水の循環を健全に保つことが、良好な環境を築くうえでとても大切です。

健全な水循環の姿

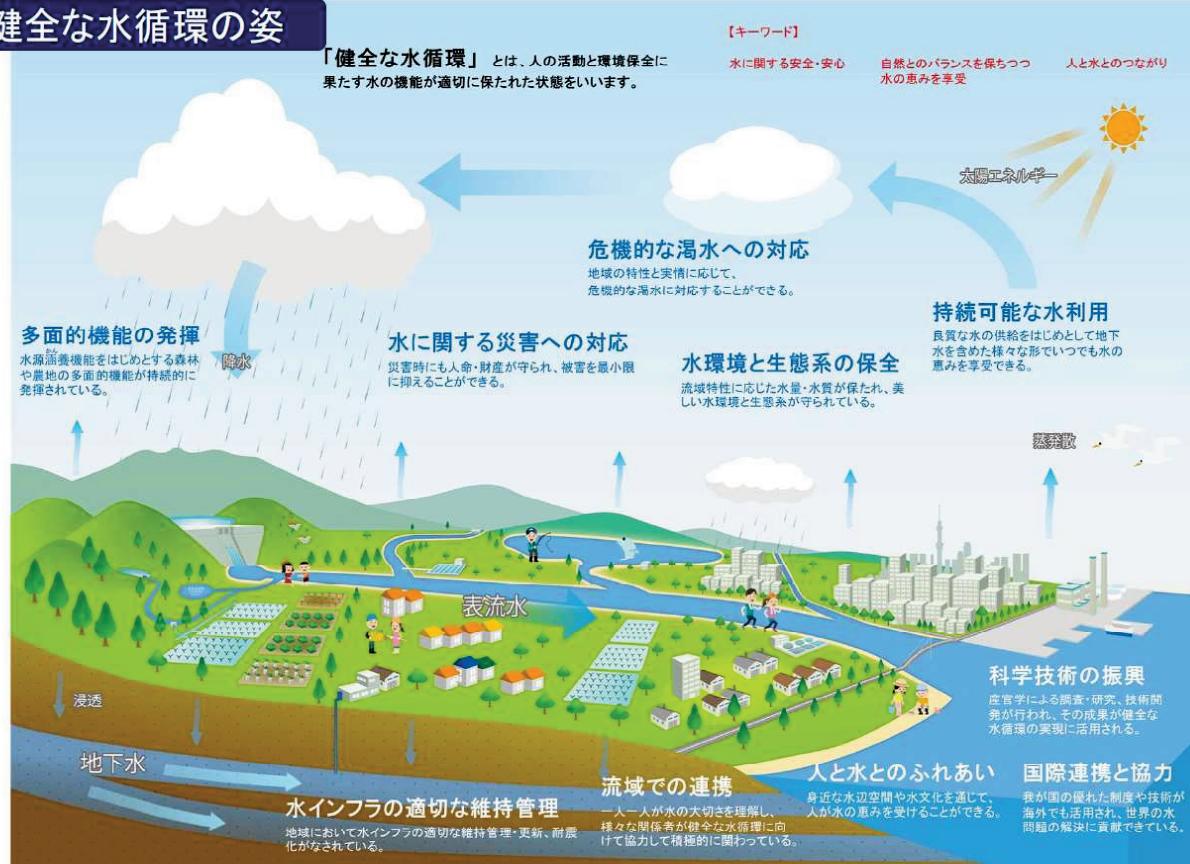


図 1 水循環の概念図

また、水は飲み水や農業用水、工業用水としての利用など私たちの暮らしに直接利用する資源であるほか、多様な生きものの生息の場や水辺空間の創出などの環境形成においても重要な役割を担っており、私たちの暮らしに密接に関わっています。



図 2 水と市民等とのかかわり

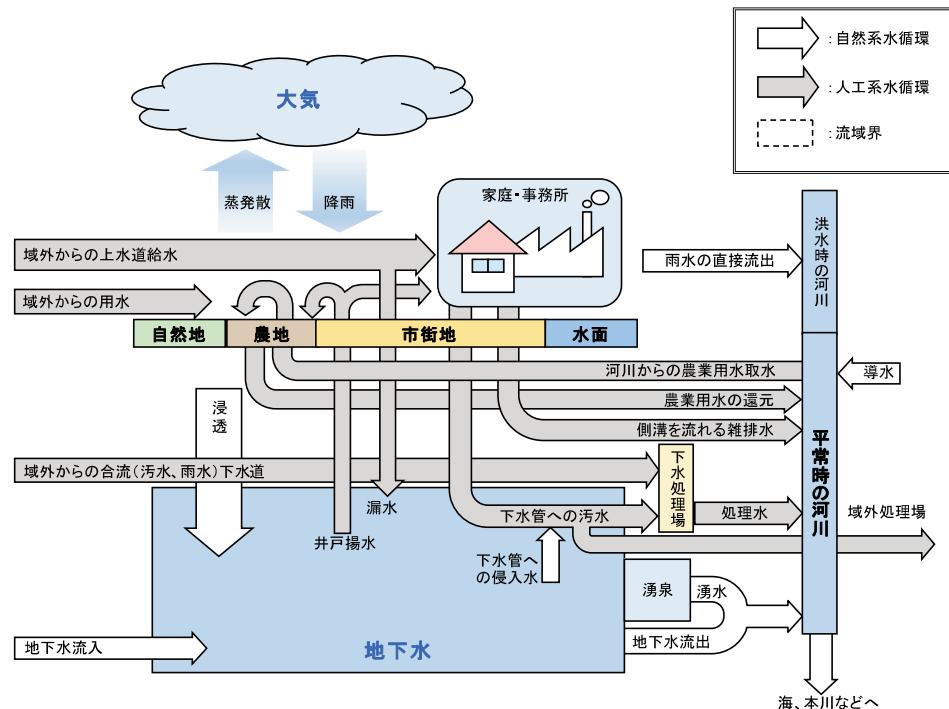
2 良好な生活環境、安全・安心な地域づくりに結びつく水

水は飲み水として利用するだけでなく、美しい水辺に癒されたり、レクリエーションの場として利用したり、豊かな緑をはぐくむ基盤として、さらに多くの生きものの生息の場としても重要な役割を担っています。

これには、水の循環を確保するだけでなく、良好な水質や整備された水辺が必要となり、生活排水や工場・事業場排水対策、護岸等の水辺整備を着実に推進する必要があります。

加えて、農業や水産業等の地域の産業を支えるうえでも水は欠かせない存在です。

近年の地球温暖化による気候変動は、豪雨災害の増加を引き起こしています。低地の多い本市では水害対策が市民の安全・安心を確保するうえで非常に重要です。地表面の保水力や雨水の貯留浸透能力を確保し、地表面を短い時間で雨水が流れ出ることを防ぐことで河川や水路の氾濫を抑制するなど、健全な水循環を確保することは、私たちの暮らしの安全・安心の確保にも結び付きます。



出典：「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」平成15年（2003）10月（内閣府）より作成
図 3 地域の水循環

このようなことから、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : S D G s）では、水の循環や水質などに係る目標も設定されているほか、政府も水循環基本法、水循環基本計画を定めて、わが国の健全な水循環確保に向けた施策を展開しています。



出典：「2030 アジェンダ」（国際連合広報センターホームページ）
図 4 持続可能な開発目標（S D G s）の 17 のゴール

3 良好な生活環境、安全・安心な地域づくりに結びつく多様な生きものの生息

本市に生息する多くの生きものは、私たちと同じ地球上に暮らす仲間というだけでなく、多くの生きものが生息することが、私たちの安全・安心な暮らしに結びついています。

例えば、植物は大気中の二酸化炭素を吸収して酸素を生み出し、その過程で行われる蒸散によって気温や湿度の調整に貢献しています。水稻や野菜、魚は私たちの食料として、薬草等は医薬品の原料として、私たちの暮らしを支えています。その他にも、農地と斜面林によって構成される地形と土地利用によって形づくられる田園景観のような風土の形成など、本市の文化的環境をはぐくむ要素となっています。



図 5 生物多様性と市民等との関わり

このように多様な生きものの生息と、生きものたちが育まれる良好な自然環境が、私たちの暮らしや地域づくりに重要であることから、国際的には「生物多様性条約」が締結され、平成 22（2010）年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締結国会議（COP10）において、「生物多様性戦略計画 2011-2020」及び「愛知目標」が採択されました。

それに伴い、政府は「生物多様性基本法」及び「生物多様性国家戦略 2012-2020」を定め、わが国の生物多様性に関する目標や戦略を示し、施策を推進しています。

また、「生物多様性戦略計画 2011-2020」の期間の終了を見据え、令和 2（2020）年 1 月には、国連の生物多様性条約事務局から、令和 2（2020）年以降の生物多様性の世界目標となる「ポスト愛知目標」の草案が発表されており、「生物多様性国家戦略 2012-2020」に代わる次期生物多様性国家戦略は、令和 3（2021）年の COP15 で採択予定のポスト 2020 生物多様性枠組を踏まえて策定される予定となっています。